

金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)

— 金融庁監督局 —

金融監督に当たっては、自己責任原則と市場規律の確保を基本とし、明確なルールに基づく公正で透明性の高い行政を効率的かつ実効性をもって進めていくことが求められている。金融機関等の監督に携わる職員は、以下のⅠに掲げる原則を踏まえつつ、Ⅱに掲げる事項を心得とし、法令等に基づき日常の監督業務を厳正かつ的確に遂行していくことにより、監督行政に対する信認の確保に努めることとする。

I 金融監督の原則

I-1. 金融行政の目的

金融行政は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他の利用者の保護を図るとともに、公正・透明で活力ある市場の整備等により、金融の円滑を図ることを目的としている。

金融監督は金融行政の一環として遂行されるものであり、金融監督に当たっては、これら金融行政の目的を最優先に対応することとする。

I-2. 自己責任原則と市場規律の確保

金融機関の財務の健全性及び業務の適切性が確保されるためには、まずもって経営者による責任ある経営管理を基軸とする自己責任原則と、適切な情報開示を前提とした市場規律の確保が重要であり、金融監督は、本来、これらを補完するものとして機能すべきものである。

従って、監督部局は、金融機関に対し、金融機関自身が進んで経営改善に努めるようなインセンティブを付与することを重視することとする。

I-3. 効率性

監督部局は、限られた行政資源を最大限有効活用するとともに、金融機関等の事務負担の軽減等を図る観点から、金融機関等に対する報告や資料の徴求を含め、行政上の関与は、監督上真に必要なものに限定するよう配意することとする。

また、監督上の措置の必要性、方法等について常に見直しや改善に努めるなど、監督行政の効率性の向上に努めることとする。

I-4. 実効性

監督部局は、金融機関等との十分な対話に努め、深度ある意思疎通を確保するとともに、オンサイト・オフサイトのモニタリングの組合せ、検査部局等との連携などを進めることにより、当局の意図が金融機関等に正確に理解され、自主的な経営改善が確実に実現されることを目指すこととする。

また、時々の社会的要請等も踏まえつつ、行政課題の優先順位に沿った適時・適切な対応を図ることとする。

I-5. 透明性

監督部局は、監督指針の公表等を通じて監督上の着眼点を明らかにするとともに、ノーアクションレター制度、意見交換制度等の適切な運用を通じ、監督行政の透明性の向上に努めることとする。

また、業務改善命令等の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

I-6. 内外無差別

監督部局は、国内の金融機関等と、日本において営業を行っている外国金融機関の支店又は外国法人の子会社である金融機関等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わないこととする。

II 監督部局職員の心得

II-1. 国民からの負託と職務倫理の保持

監督部局の職員は、金融機関等の監督権限が国民から負託されたものであること、その遂行に当たってはI-1における金融行政の目的を最優先の課題として行うことを常に意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融監督行政に対する国民の信頼を確保することを目指すこととする。

II-2. 自主的努力の尊重

監督部局の職員は、I-1における金融行政の目的を達するためには、金融機関等による自主的な取組みと監督行政への協力が不可欠であることを常に自覚し、私企業である金融機関等の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮することとする。

II-3. 綱紀・品位、秘密の保持

監督部局の職員は、監督行政の遂行に当たり、常に綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨むこととする。

II-4. 公正・公平な監督の実施

監督部局の職員は、法令や監督指針等の内容を十分に理解するとともに、それらに基づく適正な手続の下、公正・公平な監督を実施することとする。

II-5. 面談等を行う際の留意点

監督部局の職員が、金融機関等の役職員等と面談等(電話、電子メール、ファックス等によるやりとりを含む。)を行う際には、以下の事項に留意することとする。

- (1) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (2) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。

- (3) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (4) 同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性に配慮しているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。

II-6. 行政指導等を行う際の留意点

金融機関に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談及び助言等の行為を含む。)を行うに当たっては、行政手続法等の法令や監督指針等に従って、適正に行うものとする。特に、行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであること、相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこと等に留意することとする。

(参考)行政手続法(平成5年法律第88号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(以上)

主要行等向けの総合的な監督指針（抄）

II - 5 - 3 意見交換制度

（1）意義

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、銀行からの求めに応じ、監督当局と銀行との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

（2）監督手法・対応

法第 24 条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自行に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した銀行から、監督当局の幹部（注 1）と当該銀行の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、監督当局が当該銀行に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注 1）監督当局の幹部の例：金融庁の担当課長

（注 2）銀行からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第 24 条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る

金融機関の取締役等の資質規定 (Fit and Proper原則) について

銀行法第7条の2 (取締役等の適格性)

銀行の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

保険業法第8条の2 (取締役等の適格性)

保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

< 着眼点 >

銀行・保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等において、その適格性について、以下の(A)及び(B)の要素が適切に(総合的に)勘案されているか。

着眼点(A) : 知識及び経験

- ① 銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し実行するに足る知識・経験を有しているか
- ② コンプライアンスやリスク管理に関する十分な知識・経験を有しているか
- ③ その他金融機関の業務を適切に遂行しうる知識・経験を有しているか

着眼点(B) : 十分な社会的信用

- ① 反社会的行為に関与したことがないか
- ② 過去・現在において暴力団員でないか、暴力団と密接な関係がないか
- ③ 証券取引法、銀行法等の違反により罰金刑に処せられたことがないか
- ④ 禁錮以上の刑に処せられたことがないか
- ⑤ 過去、所属する法人等が金融当局より行政処分を受けており、故意又は重過失によりその原因となる事実を生ぜしめたことがないか
- ⑥ 過去、金融当局より解任命令を受けたことがないか
- ⑦ 金融機関の破綻時に、役員としてその原因となったことがないか

< 監督手法 >

特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。

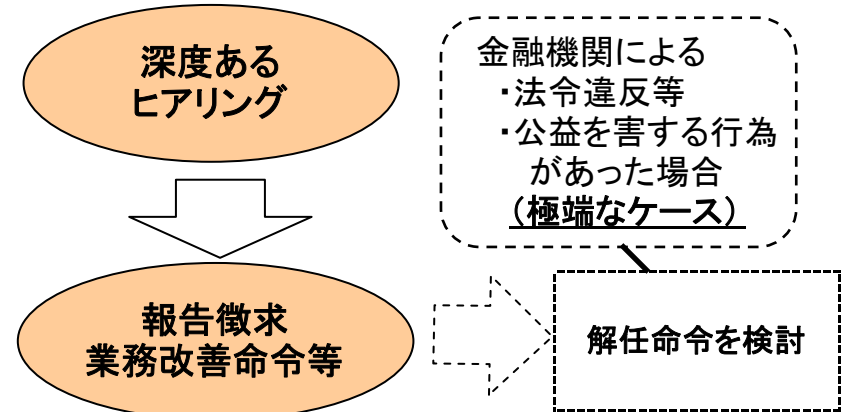
※金融機関の自主的な判断が重要

(1) 新規参入時等

- 取締役等の適格性についての確認書を申請者等(金融機関)が当局に提出(任意)

(2) 問題発生時等

- 取締役等の選任議案の決定プロセス等をチェック



主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

Ⅲ-5 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

Ⅲ-5-1 意義

- (1) CSRは、一般的に、企業が多様な利害関係者(ステークホルダー)との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- (2) 銀行のCSRについては、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (3) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が銀行を選択する際、その銀行及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上で有用な情報を得やすくなることにつながると考えられる。そのような観点から、銀行がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

Ⅲ-5-2 主な着眼点

銀行のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、銀行の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

(1) 目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

(2) 信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

(3) 分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該銀行の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

Ⅲ－5－3 監督手法・対応

銀行によるCSRを重視した取組みやその情報開示は、銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

金融機関によるCSRを重視した具体的取組み事例の調査

回答票記入要領

(注意事項)

- ・ ご回答は全て「回答票」(Excel ファイル)の回答欄に記入例を参考にしてご記入願います。
- ・ この調査票で「CSR」(企業の社会的責任)とは、企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー(利害関係者)との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取組みのことを指し、その具体的な内容としては、企業による法令遵守、納税、消費者保護、環境保護、人権尊重、地域貢献等の自主的取組みと広範にわたるものを指します。
- ・ CSRを重視した具体的な取組みを実施していない場合についても、回答票のQ1の「実施していない」に○をご記入の上、所属協会へご提出をお願いします。
- ・ 選択項目では、回答票において該当する欄に○をご記入願います。選択項目のうち、「その他」を選んだ場合には、必要に応じて内容をご記入下さい。
- ・ 複数の協会に所属している場合には、いずれか1つの所属協会へ回答して頂くだけで結構ですが、回答を提出しない協会に対しても、「他協会へ提出した」旨の連絡をメール又は書面により行って頂くようお願いいたします。
- ・ なお、本調査は、各金融機関が他の機関の具体的取組みを参照され、今後の取組みに活かされることで、結果的に金融機関の利用者等の利便性向上に資するとの観点から、金融庁において公表を予定している「金融機関によるCSRを重視した具体的取組み事例集(仮称)」の取りまとめのために実施するものであり、今後の検査・監督において調査結果を利用することを想定しているものではありません。

(記入要領)

【貴組織について】

- ・ 所属協会名【対外非公表】
- ・ 金融機関名
- ・ 回答者所属部課・連絡先(TEL、FAX)【対外非公表】(氏名等の個人情報の記入は不要です)

についてそれぞれご回答願います。

※ 今後金融庁において事例集を公表する際には、金融機関名について「A1銀行」「B5信用組合」「C2証券会社」といった匿名の形で公表する予定です。

Q1. CSRを重視した具体的な取組みを実施していますか。

実施している（過去に実施していた場合も含む）

（→この場合、その具体的な取組み（1つ以上5つ以下）
についてQ9に必ずご回答をお願いします。）

実施していない（→この場合、回答欄の該当部分に○を付けて頂いた上で、
所属協会に当該回答票のご提出をお願いします。）

Q2. CSRへの取組みを経営として意思決定し、取組みを開始した時期について
ご回答願います。

1960年代より前

1960年代

1970年代

1980年代

1990年代

2000年代

設立当初から

※ 設立当初からの場合には、「設立当初から」の欄と該当する年代の欄の両方に○を付けて下さい。

Q3. CSRを専門に担当する組織又は機関はありますか。

ある

ない

Q4. CSRを専門に担当する組織又は機関の人員数は何人ですか。

() 人（うち、専任職員数 () 人） いない

Q5. CSRを専門に担当する組織又は機関の体制や、具体的な業務内容について
ご回答願います。

Q6. CSRを重視した具体的取組みを行う上での拠りどころ（社内規定等）につ
いて、その名称をご回答願います。

Q7. CSRを重視した取組みを行う主な理由はどのようなものですか（主なもの
を1つ選択）。

株主価値の向上・市場での資金調達に有利

一般へのイメージアップ

社会的リスクの回避・軽減

地域との共存共栄

取扱う事業の公共性に鑑みて

その他 ()

Q8. CSRに係る情報開示をどのような形で行っていますか。(複数回答可)

- CSR報告書を発行している (頻度:)
- 自社ホームページ上にて取組みを公表
- ディスクロージャー誌に掲載
- その他 ()
- CSRに係る情報開示を行っていない

Q9. CSRを重視した具体的な取組みについて、

※ 取組みが複数ある場合には、Excel シートの行を増やしてご記入下さい (記入例参照)
(記入事例は、1つ以上5つ以下)。

※ 内容の記述に当たっては、固有名詞をできる限り避けていただくなど、金融機関名が明らかにならないようご配慮願います。

- ・ 取組み名
- ・ 取組み分野 (次のうち最も近いものをそれぞれ1つ選択して数字を記入)

【分野】 1. 経済 2. 環境 3. 社会

【項目】

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. コンプライアンス | 2. 顧客・消費者に関連する取組み |
| 3. 従業員に関連する取組み | 4. 環境保全 |
| 5. 地域貢献 | 6. 社会貢献 |
| 7. 社会的責任投資 (SRI) | 8. その他 () |

- ・ 取組みの中で特に意識するステークホルダー (利害関係者) (次のうち最も近いものを1つ選択して数字を記入)

- | | | |
|-------------------|-----------|--------------|
| 1. 株主 (投資家) / 出資者 | 2. 政府・行政 | 3. NPO / NGO |
| 4. マスメディア | 5. 業界団体 | 6. 調達先・取引先 |
| 7. 労働組合・従業員 | 8. 顧客・消費者 | 9. 地域住民 |
| 10. その他 () | | |

- ・ 目的 (狙い)
- ・ 具体的な内容 (最大400字程度)

※ 当該内容を実施するに当たり、特に工夫した点や苦労した点等があれば、併せてご記入下さい。

についてご回答願います。

本調査に関する問い合わせ先: 金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)
監督局総務課 (内 3369,3299)

金融機関のCSR実態調査結果の概要

1. 実態調査の概要

近年、企業と社会との相互関係が多様化・複雑化する中で、CSR(企業の社会的責任)[※]に対する企業の関心が高まっており、我が国金融機関においても、様々な形でCSRを重視した取り組みが行われているところである。こうした状況を踏まえ、預金取扱金融機関、保険会社、証券会社等の各業態の金融機関に対し、以下のように、具体的な取り組みの実態調査を行った。

【調査目的】

金融機関が行っているCSRを重視した具体的取り組みについての現状把握

【対象金融機関】

各協会加盟の預金取扱金融機関、保険会社、証券会社等(各協会経由で調査)

対象協会名

○ 預金取扱金融機関

全国銀行協会、社団法人信託協会、国際銀行協会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会、社団法人全国信用金庫協会、社団法人全国信用組合中央協会、社団法人全国労働金庫協会

○ 保険会社

社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会、外国損害保険協会

○ 証券会社等

日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会

【調査実施期間】

平成 18 年 1 月 31 日(火)~3 月 3 日(金)

2. 取りまとめ結果の概要

[※] 今回の調査において、CSR(企業の社会的責任)とは、「企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー(利害関係者)との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取り組みのことを指し、その具体的な内容としては、企業による法令遵守、納税、消費者保護、環境保護、人権尊重、地域貢献等の自主的取り組みと広範にわたるものを指す」と定義している。

(1) 回答金融機関数等とCSRの取組状況

- ・ アンケートを実施した 1,234 機関のうち、回答のあった金融機関(以下「回答金融機関」という。)は全体の約 99%の 1,217 機関であった。
- ・ 回答金融機関のうち、CSRを重視した何らかの具体的取組みを行っているとは回答した金融機関(以下「CSR金融機関」という。)は約 67%の 810 機関であり、特に地域銀行や保険会社の割合が大きかった。
- ・ 一方、証券会社、投信・投資顧問業者、金融先物取引業者では、CSRを重視した具体的取組みを行っているとは回答した社は 5 割未満に止まった。

Q1. CSRを重視した具体的な取組みの実施状況等

	(a) アンケートを実施した金融機関	(b) 回答金融機関	割合 (b/a)	(c) CSRを重視した取組みを行っている金融機関	割合 (c/b)
預金取扱金融機関	670機関	663機関	99.0%	518機関	78.1%
主要行等	76行	71行	93.4%	48行	67.6%
地域銀行	111行	111行	100.0%	109行	98.2%
信金・信組・労金	483機関	481機関	99.6%	361機関	75.1%
保険会社	81社	81社	100.0%	64社	79.0%
証券会社等	483社	473社	97.9%	228社	48.2%
証券会社	283社	274社	96.8%	131社	47.8%
投信・投資顧問	166社	165社	99.4%	82社	49.7%
金先業者	34社	34社	100.0%	15社	44.1%
合計	1234機関	1217機関	98.6%	810機関	66.6%

(注) 主要行等: 都長信銀等、外銀支店等(「金融機関の CSR 事例集」では、「主要行(外銀等)」と記載)、新たな形態の銀行等

地域銀行: 地方銀行、第二地方銀行

保険会社: 保険会社、外国保険会社等

投信・投資顧問: 投資信託委託業者、投資顧問業者

※ 原則、回答先の協会に即して分類。

信金・信組・労金: 信用金庫、信用組合、労働金庫

証券会社: 証券会社、外国証券会社

金先業者: 金融先物取引業者

(2) 回答結果

① CSRを専門に担当する組織又は機関の有無、平均人員数

- ・ 回答金融機関のうち、CSR専門担当組織・機関を設けている金融機関は全体で約 14% となった。
- ・ 業態別に見ると、専門部署を設けている金融機関の割合が最も大きかったのは保険会社(約 3 割)で、平均的な人員数(組織・機関があると答えた金融機関における平均)についても、他の業態が概ね 1~5 人程度を配置しているところ、平均 8 人の人員を割いている。
- ・ 一方、証券会社等や中小・地域金融機関においては、専門担当組織・機関を設けている金融機関の割合が比較的小さかった(10~20%程度)。

Q3-4. CSRを専門に担当する組織又は機関及びその人員数

	全金融機関	預金取扱金融機関			保険会社	証券会社等				
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金		証券会社	投信・投資顧問	金先業者		
ある	165 (13.6%)	86 (13.0%)	20 (28.2%)	20 (18.0%)	46 (9.6%)	22 (27.2%)	57 (12.1%)	30 (10.9%)	20 (12.1%)	7 (20.6%)
ない・無回答	1052 (86.4%)	577 (87.0%)	51 (71.8%)	91 (82.0%)	435 (90.4%)	59 (72.8%)	416 (87.9%)	244 (89.1%)	145 (87.9%)	27 (79.4%)
平均人員数	4.8人	4.7人	4.8人	3.8人	5.0人	8.0人	3.7人	5.4人	1.9人	1.7人

()内は回答金融機関数に対する割合。平均人員数は「ある」と答えた金融機関における平均。

② CSRへの取組みを経営として意思決定し、取組みを開始した時期

- ・ CSR金融機関のうち、CSRの取組みを開始した時期が「2000年代」と回答した金融機関が全体で約41%、「1990年代」と回答した金融機関が約23%、「1980年代」以前と回答した金融機関が約33%であった。
- ・ 業態別に見ると、地域銀行を除く全業態においては、開始時期を「2000年代」と回答した金融機関の割合が最も大きく、特に保険会社や証券会社等では、半数を超える金融機関(それぞれ約56%、約63%)が開始時期を「2000年代」と回答した。
- ・ 一方、地域銀行においては、地域密着型金融という業務の特性もあり、「1960年代より前」と回答しているところがCSR金融機関の約4分の1を占め、割合として最も大きくなっている。また、「設立当初から開始している」と回答した金融機関については、地域銀行(約28%)や証券会社等(約30%)で割合が大きくなっている。

Q2. CSRの取組みを経営として意思決定し、取組みを開始した時期

	全金融機関	預金取扱金融機関			保険会社	証券会社等				
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金		証券会社	投信・投資顧問	金先業者		
1960年代より前	124 (15.3%)	106 (20.5%)	4 (8.3%)	28 (25.7%)	74 (20.5%)	6 (9.4%)	12 (5.3%)	9 (3.9%)	2 (2.4%)	1 (6.7%)
1960年代	20 (2.5%)	16 (3.1%)	0 (0.0%)	6 (5.5%)	10 (2.8%)	2 (3.1%)	2 (0.9%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1970年代	49 (6.0%)	39 (7.5%)	1 (2.1%)	10 (9.2%)	28 (7.8%)	1 (1.6%)	9 (3.9%)	7 (3.1%)	1 (1.2%)	1 (6.7%)
1980年代	77 (9.5%)	61 (11.8%)	1 (2.1%)	15 (13.8%)	45 (12.5%)	2 (3.1%)	14 (6.1%)	9 (3.9%)	5 (6.1%)	0 (0.0%)
1990年代	182 (22.5%)	129 (24.9%)	12 (25.0%)	24 (22.0%)	93 (25.8%)	15 (23.4%)	38 (16.7%)	22 (9.6%)	14 (17.1%)	2 (13.3%)
2000年代	332 (41.0%)	153 (29.5%)	29 (60.4%)	23 (21.1%)	101 (28.0%)	36 (56.3%)	143 (62.7%)	78 (34.2%)	54 (65.9%)	11 (73.3%)
無回答	27	15	1	3	11	2	10	4	6	0
うち、 設立当初から	199 (24.6%)	115 (22.2%)	9 (18.8%)	30 (27.5%)	76 (21.1%)	16 (25.0%)	68 (29.8%)	34 (14.9%)	26 (31.7%)	8 (53.3%)

()内はCSR金融機関数に対する割合。

③ CSRを重視した取組みを行う主な理由

- ・ CSRを重視した取組みを行う主な理由を一つ挙げると何になるかということ进行调查したところ、CSR金融機関のうち約6割が「地域との共存共栄」を挙げている。
- ・ 業態別に見ると、地域銀行の約9割、信用金庫・信用組合・労働金庫の約8割が「地域との共存共栄」を挙げているが、保険会社では「取扱う事業の公共性に鑑みて」CSRの取組みを行っていると回答した社の割合が最も大きく、全体の半分を占めた。

Q7. CSRを重視した取組みを行う主な理由(主なものを1つ選択)

	全金融機関	預金取扱金融機関			保険会社	証券会社等				
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金		証券会社	投信・投資顧問	金先業者		
株主価値の向上・市場での資金調達に有利	16 (2.0%)	2 (0.4%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	13 (5.7%)	6 (2.6%)	7 (8.5%)	0 (0.0%)
一般へのイメージアップ	52 (6.4%)	21 (4.1%)	3 (6.3%)	4 (3.7%)	14 (3.9%)	7 (10.9%)	24 (10.5%)	13 (5.7%)	7 (8.5%)	4 (26.7%)
社会的リスクの回避・削減	37 (4.6%)	11 (2.1%)	5 (10.4%)	0 (0.0%)	6 (1.7%)	4 (6.3%)	22 (9.6%)	13 (5.7%)	6 (7.3%)	3 (20.0%)
地域との共存共栄	489 (60.4%)	415 (80.1%)	13 (27.1%)	99 (90.8%)	303 (83.9%)	11 (17.2%)	63 (27.6%)	47 (20.6%)	13 (15.9%)	3 (20.0%)
取扱う事業の公共性に鑑みて	140 (17.3%)	37 (7.1%)	9 (18.8%)	3 (2.8%)	25 (6.9%)	32 (50.0%)	71 (31.1%)	32 (14.0%)	37 (45.1%)	2 (13.3%)
その他	70 (8.6%)	29 (5.6%)	15 (31.3%)	3 (2.8%)	11 (3.0%)	8 (12.5%)	33 (14.5%)	18 (7.9%)	12 (14.6%)	3 (20.0%)

()内はCSR金融機関数に対する割合。

④ CSRに係る情報開示

- ・ CSRを重視した具体的取組みを行っている金融機関(CSR金融機関)のうち、全体で約8割の金融機関が、何らかの形で情報開示を行っている。
- ・ 情報開示の方法としては、最も多くの金融機関がディスクロージャー誌を利用しており、次いで自社ホームページを利用して情報開示を行っている金融機関が多かった。

Q8. CSRに係る情報開示をどのような形で行っていますか。(複数回答可)

	全金融機関	預金取扱金融機関			保険会社	証券会社等				
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金		証券会社	投信・投資顧問	金先業者		
CSR報告書を発行	47 (5.8%)	14 (2.7%)	10 (20.8%)	3 (2.8%)	1 (0.3%)	13 (20.3%)	20 (8.8%)	14 (6.1%)	6 (7.3%)	0 (0.0%)
自社ホームページ上で取組みを発表	388 (47.9%)	288 (55.6%)	16 (33.3%)	78 (71.6%)	194 (53.7%)	36 (56.3%)	64 (28.1%)	40 (17.5%)	14 (17.1%)	10 (66.7%)
ディスクロージャー誌に掲載	539 (66.5%)	472 (91.1%)	22 (45.8%)	106 (97.2%)	344 (95.3%)	45 (70.3%)	22 (9.6%)	16 (7.0%)	3 (3.7%)	3 (20.0%)
その他	115 (14.2%)	56 (10.8%)	15 (31.3%)	12 (11.0%)	29 (8.0%)	9 (14.1%)	50 (21.9%)	28 (12.3%)	20 (24.4%)	2 (13.3%)
情報開示を行っていない	165 (20.4%)	27 (5.2%)	12 (25.0%)	1 (0.9%)	14 (3.9%)	16 (25.0%)	122 (53.5%)	67 (29.4%)	52 (63.4%)	3 (20.0%)

()内はCSR金融機関数に対する割合。

⑤ CSRを重視した具体的な取組み

- ・ CSRを重視した具体的な取組みの詳細について、1 機関 5 つ以内の取組みに限定して記入を求めたところ、全体で 1,880 事例についての回答が寄せられた。(⇒内容の詳細については「金融機関のCSR事例集」を参照)

○取組み分野[最も近いものを回答]

- ・ CSRの取組み分野について、「経済」「環境」「社会」で分類を求めたところ、取組み事例全体の中で「社会」の取組みの割合が約 6 割を占め、「環境」の取組みの割合は約 2 割、「経済」の取組みの割合は 2 割未満となった。

Q9. CSRを重視した具体的な取組みの分野(最も近いものをそれぞれ1つ選択)

	全金融機関	預金取扱金融機関			保険会社	証券会社等				
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金		証券会社	投信・投資顧問	金先業者		
取組み事例の全体数	1880件	1281件	127件	327件	827件	185件	414件	241件	149件	24件
うち経済	332 (17.7%)	205 (16.0%)	21 (16.5%)	39 (11.9%)	145 (17.5%)	23 (12.4%)	104 (25.1%)	55 (22.8%)	41 (27.5%)	8 (33.3%)
うち環境	384 (20.4%)	296 (23.1%)	34 (26.8%)	99 (30.3%)	163 (19.7%)	43 (23.2%)	45 (10.9%)	21 (8.7%)	18 (12.1%)	6 (25.0%)
うち社会	1149 (61.1%)	774 (60.4%)	72 (56.7%)	189 (57.8%)	513 (62.0%)	116 (62.7%)	259 (62.6%)	161 (66.8%)	88 (59.1%)	10 (41.7%)

()内は取組み事例の全体数に対する割合。

○取組み内容[最も近いものを回答]

- ・ 取組み事例の類型としては、全体的に社会貢献・地域貢献の割合が大きいですが、証券会社等においては、他の業態に比べてコンプライアンスに関する取組みが多いことが分かる。

Q9. CSRを重視した具体的な取組みの項目(最も近いものをそれぞれ1つ選択)

	全金融機関	預金取扱金融機関			保険会社	証券会社等				
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金		証券会社	投信・投資顧問	金先業者		
取組み事例の全体数	1880件	1281件	127件	327件	827件	185件	414件	241件	149件	24件
コンプライアンス	146件 (7.8%)	50件 (3.9%)	10件 (7.9%)	7件 (2.1%)	33件 (4.0%)	9件 (4.9%)	87件 (21.0%)	47件 (19.5%)	33件 (22.1%)	7件 (29.2%)
顧客・消費者に関連する取組み	236件 (12.6%)	165件 (12.9%)	13件 (10.2%)	37件 (11.3%)	115件 (13.9%)	28件 (15.1%)	43件 (10.4%)	31件 (12.9%)	7件 (4.7%)	5件 (20.8%)
従業員に関連する取組み	125件 (6.6%)	71件 (5.5%)	13件 (10.2%)	11件 (3.4%)	47件 (5.7%)	23件 (12.4%)	31件 (7.5%)	17件 (7.1%)	14件 (9.4%)	0件 (0.0%)
環境保全	262件 (13.9%)	193件 (15.1%)	28件 (22.0%)	70件 (21.4%)	95件 (11.5%)	34件 (18.4%)	35件 (8.5%)	19件 (7.9%)	11件 (7.4%)	5件 (20.8%)
地域貢献	487件 (25.9%)	419件 (32.7%)	12件 (9.4%)	113件 (34.6%)	294件 (35.6%)	18件 (9.7%)	50件 (12.1%)	35件 (14.5%)	11件 (7.4%)	4件 (16.7%)
社会貢献	557件 (29.6%)	357件 (27.9%)	43件 (33.9%)	83件 (25.4%)	231件 (27.9%)	67件 (36.2%)	133件 (32.1%)	80件 (33.2%)	51件 (34.2%)	2件 (8.3%)
社会的責任投資(SRI)	34件 (1.8%)	10件 (0.8%)	3件 (2.4%)	3件 (0.9%)	4件 (0.5%)	1件 (0.5%)	23件 (5.6%)	2件 (0.8%)	20件 (13.4%)	1件 (4.2%)
その他	21件 (1.1%)	10件 (0.8%)	5件 (3.9%)	3件 (0.9%)	2件 (0.2%)	3件 (1.6%)	8件 (1.9%)	6件 (2.5%)	2件 (1.3%)	0件 (0.0%)

()内は取組み事例の全体数に対する割合。

○取組みの中で特に意識するステークホルダー(利害関係者)[最も近いものを回答]

- ・ 取組み事例全体の中で、約半分の取組みが特に意識しているステークホルダーとして「地域住民」を挙げている。
- ・ 業態別に見ると、地域銀行、信用金庫・信用組合・労働金庫の取組みの約6割が「地域住民」を特に意識するステークホルダーとしている。
- ・ 一方、中小・地域金融機関以外の業態における取組みでは、「顧客・消費者」を特に意識するステークホルダーとして挙げている取組みが最大の割合を占めている。

Q9. 各取組みの中で特に意識するステークホルダー（利害関係者）〔最も近いものを回答〕

	全金融機関	預金取扱金融機関			保険会社	証券会社等				
		主要行等	地域銀行	信金・信組・労金		証券会社	投信・投資顧問	金先業者		
取組み事例の全体数	1880件	1281件	127件	327件	827件	185件	414件	241件	149件	24件
株主（投資家）／出資者	63件 (3.4%)	28件 (2.2%)	4件 (3.1%)	1件 (0.3%)	23件 (2.8%)	1件 (0.5%)	34件 (8.2%)	16件 (6.6%)	18件 (12.1%)	0件 (0.0%)
政府・行政	29件 (1.5%)	23件 (1.8%)	7件 (5.5%)	3件 (0.9%)	13件 (1.6%)	1件 (0.5%)	5件 (1.2%)	2件 (0.8%)	2件 (1.3%)	1件 (4.2%)
NPO／NGO	66件 (3.5%)	34件 (2.7%)	3件 (2.4%)	6件 (1.8%)	25件 (3.0%)	10件 (5.4%)	22件 (5.3%)	11件 (4.6%)	9件 (6.0%)	2件 (8.3%)
マスメディア	2件 (0.1%)	1件 (0.1%)	0件 (0.0%)	1件 (0.3%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	1件 (0.2%)	1件 (0.4%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
業界団体	17件 (0.9%)	7件 (0.5%)	2件 (1.6%)	1件 (0.3%)	4件 (0.5%)	1件 (0.5%)	9件 (2.2%)	9件 (3.7%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
調達先・取引先	37件 (2.0%)	34件 (2.7%)	2件 (1.6%)	7件 (2.1%)	25件 (3.0%)	1件 (0.5%)	2件 (0.5%)	2件 (0.8%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
労働組合・従業員	93件 (4.9%)	44件 (3.4%)	15件 (11.8%)	13件 (4.0%)	16件 (1.9%)	21件 (11.4%)	28件 (6.8%)	14件 (5.8%)	14件 (9.4%)	0件 (0.0%)
顧客・消費者	537件 (28.6%)	301件 (23.5%)	35件 (27.6%)	86件 (26.3%)	180件 (21.8%)	69件 (37.3%)	167件 (40.3%)	96件 (39.8%)	54件 (36.2%)	17件 (70.8%)
地域住民	916件 (48.7%)	748件 (58.4%)	34件 (26.8%)	202件 (61.8%)	512件 (61.9%)	62件 (33.5%)	106件 (25.6%)	68件 (28.2%)	35件 (23.5%)	3件 (12.5%)
その他	104件 (5.5%)	51件 (4.0%)	21件 (16.5%)	7件 (2.1%)	23件 (2.8%)	18件 (9.7%)	35件 (8.5%)	17件 (7.1%)	17件 (11.4%)	1件 (4.2%)

()内は取組み事例の全体数に対する割合。

(以上)

資料 9-2-1

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

Ⅲ-2-2 収益性の改善

Ⅲ-2-2-3 監督手法・対応(早期警戒制度等)

(3) 早期警戒制度

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする(収益性改善措置)。

Ⅲ-2-3 リスク管理

Ⅲ-2-3-1 リスク管理共通編及び統合リスク管理

Ⅲ-2-3-1-1 リスク管理の意義

銀行は、財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスクはもとより事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要である。

Ⅲ-2-3-1-2 統合リスク管理の意義

(1) 大規模かつ複雑なリスクを抱える主要行等は、各事業部門等が内包する種々のリスクを、信用リスク、市場リスク等の各リスクカテゴリー毎に適切に管理することは当然のこととして、これらのリスクを統合して管理することができる態勢を整備することがより一層重要である。こうした「統合リスク管理」の枠組みはまだ完全に確立されてはいないが、主要行等においては、これまで相当の取組みが行われてきているところである。

(2) 自己資本によるリスクの制御

まず、各事業部門等のリスク量を、例えばVaRなど共通の尺度で、可能な限り計量的に把握した上で、各リスクカテゴリー・各事業部門等に対しそのリスク量(自己資本でカバーされるべき部分)に応じた資本(リスク資本(注))を自己資本の範囲内で配賦する。これを受け、各事業部門等がポジション枠等を設定し、リスク量がリスク資本を超過しないような業務管理を行うことにより、銀行の負うリスク量全体を常時、経営体力(自己資本)でカバーできる範囲内に制

御することが期待されている。

(注)「リスク資本」「割当資本」「配賦資本」等と呼ばれていることがある。

(3) リスクを考慮した収益管理等

各事業部門等のリスク調整後の収益という量的指標や、例えばRAROC等の比率指標により、各事業部門等のリスク考慮後の収益性が把握できる。

これによって、各事業部門等のパフォーマンスを評価することにより、リスクを考慮した収益管理が可能となり、経営の効率化と収益性の向上につながることも期待される。

(注1) 量的指標の例

「リスク調整後収益(業務純益－予想損失)」

(RAR、RACAR)

「株主資本コスト控除後収益(リスク調整後収益－リスク資本×資本コスト率)」(EP)

(注2) 比率指標の例

「リスク調整後資本利益率(リスク調整後収益／リスク資本)(RAROC)

Ⅲ－２－３－１－３ リスク管理に共通する主な着眼点

- (1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方を講じているか。
- (2) 取締役会は、リスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、その体制においては相互けん制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。
- (3) 取締役会等は、定期的にはリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- (4) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。
- (5) 取締役会は、内部監査部門が機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。また、取締役会は、内部監査部門が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。
- (6) 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。また、国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点毎に各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。

Ⅲ-2-3-1-4 統合リスク管理に関する主な着眼点

- (1) 多様なリスクを総合的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、計量的な統合リスク管理の対象となるリスクカテゴリーを適切に決定しているか。
 - (2) 対象となる全てのリスクを共通の基準の下で計量化しているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaRを用いる場合の信頼区間及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。
 - (3) 計量化の精度をより向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関(分散効果)について、適切性を確保すべく検討を行っているか。
 - (4) リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。
 - (5) 主要なリスクは、「自己資本の基本的項目(Tier I)」でカバーされるようになっているか。
 - (6) 各事業部門等へのリスク資本の配賦は、業務計画、収益計画等と整合性がとれているか。
 - (7) 各事業部門等のリスク量がリスク資本を超過しないような業務管理が適切に行われているか。
- (注) 上記Ⅲ-2-3-1-3及びⅢ-2-3-1-4の着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理

Ⅲ-2-3-2-5 信用リスク管理に係る監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒

不良債権比率、大口与信(Tier I の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先(国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。)への与信合計額で大きい方)の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額(=大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額(担保・保証及び引当金により保全されていない債権額)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額)を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリ

ングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする(信用リスク改善措置)。

Ⅲ-2-3-3 市場リスク管理

Ⅲ-2-3-3-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒

以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする(安定性改善措置)。

イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行

ロ. アウトライヤー基準(銀行勘定の金利リスク量(標準的金利ショック(①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック)によって計算される経済価値の低下額)が基本的項目(Tier I)と補完的項目(Tier II)の合計額の 20%を超えるもの)に該当する銀行(19 年3月期より適用)

(注1) アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。

一. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック(上記①、②の2種類の金利ショック)は銀行の選択に委ねられる。

二. 上述のように、金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預金について、以下の a. 又は b. の定義を用いることとする。一度選択したコア預金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。

a. ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均 2.5 年以内)として銀行が独自に定める。

b. 銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。

三. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができることとする(例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対顧客レートの予測推定に基づくリスク計算など)。

(注2) アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。

Ⅲ-2-3-4 流動性リスク管理

Ⅲ-2-3-4-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒

預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする(資金繰り改善措置)。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(抄)

Ⅱ-2-2 統合的なリスク管理等

Ⅱ-2-2-1 統合的なリスク管理

(1) 意義

銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。当局は、銀行による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限尊重しつつ、それが銀行の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、銀行に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。

なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする。

大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行の統合的なリスク管理態勢の評価・検証については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。

(2) 主な着眼点

- ① 多様なリスクを総体的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、銀行自らの規模やリスク特性等に照らし、できる限り統合的なリスク管理の実施に努めているか。
- ② 対象となる全てのリスクを可能な限り整合的な考え方で管理しているか。
- ③ リスク管理の高度化の取組みを評価・検証する際の着眼点の例示
 - イ. 計量化の対象とするリスクカテゴリーを合理的に選択し、それらを整合的な考え方で計量化しているか。
 - ロ. リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。
 - ハ. 主要なリスクは、「自己資本の基本的項目(Tier I)」でカバーされるようになっているか。
 - ニ. 各リスクカテゴリー・各事業部門等へのリスク資本の配賦は、業務計画、収益計画等と整合性がとれているか。
 - ホ. 各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような業務管理が適切に行われているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

Ⅱ-2-2-2 早期警戒制度

銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。

こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった銀行に対しては、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、該当する個々のリスク等の実態を当該銀行のビジネスモデルや統合的なリスク管理の状況に照らして的確に把握するとともに、銀行の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。

(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。

また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。

Ⅱ-2-3-3 監督手法・対応

(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改善措置)

Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応

(2) 不良債権比率、大口与信(Tier I の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先(国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。)への与信合計額で大きい方)の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額(=大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額(担保・保証及び引当金により保全されていない債権額)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損

失額)を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(信用リスク改善措置)

II-2-5-3 監督手法・対応

(2)以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)

- ① 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行
- ② アウトライヤー基準(銀行勘定の金利リスク量(標準的金利ショック(イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック)によって計算される経済価値の低下額)が基本的項目(Tier I)と補完的項目(Tier II)の合計額の 20%を超えるもの)に該当する銀行(19 年3月期より適用)

(注1)アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。

- 一. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック(上記イ、ロの2種類の金利ショック)は銀行の選択に委ねられる。
- 二. 上述のように、金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預金について、以下のa. 又はb. の定義を用いることとする。一度選択したコア預金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。
 - a. i)過去5年の最低残高、ii)過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又はiii)現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均 2.5 年以内)として銀行が独自に定める。
 - b. 銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。
- 三. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができることとする(例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対顧客レートの予測推定に基づくリスク計算など。)

(注2)アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期

等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。

Ⅱ－２－６－３ 監督手法・対応

(2) 預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)

早期警戒制度について

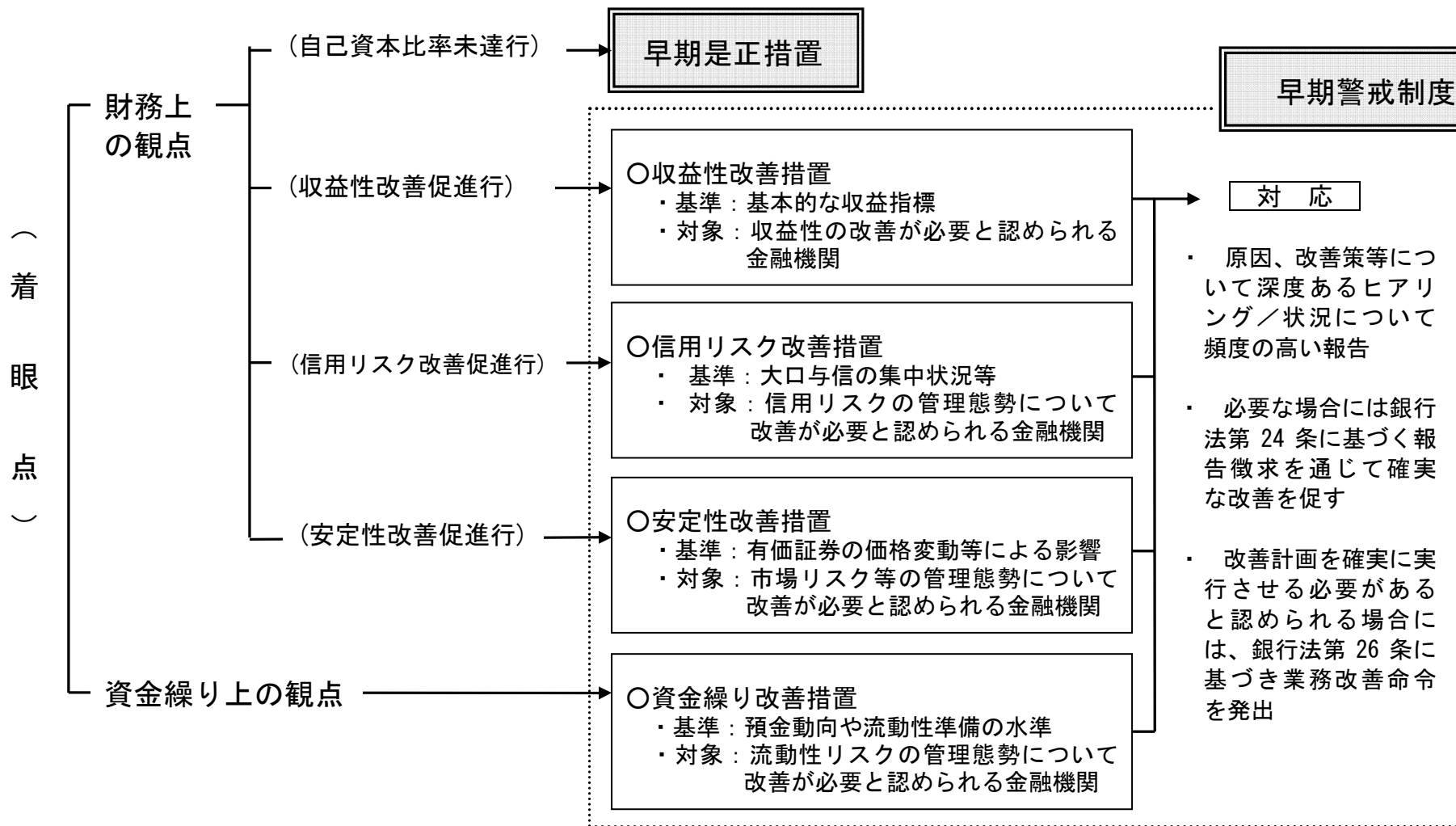
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。

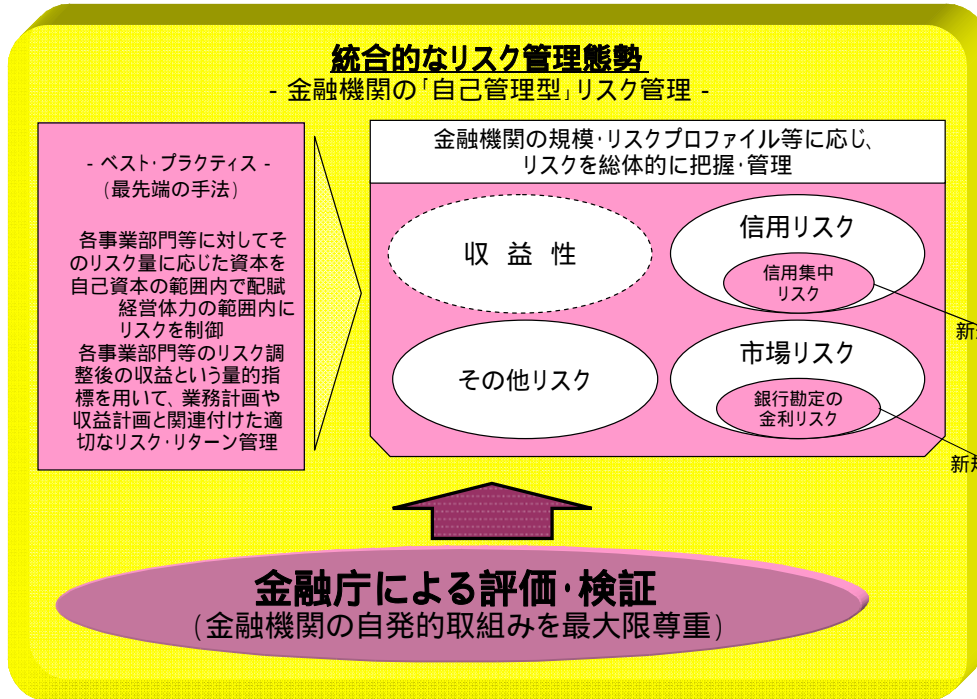


パーゼル銀行監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化～改訂された枠組」(2004年6月)

- 原則1: 銀行はリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度評価のプロセス、自己資本水準維持のための戦略を有するべき。
- 原則2: 監督当局は、銀行の自己資本比率、銀行内部の評価・戦略を検証・評価すべき。結果に満足できない場合適切な監督上の措置を講ずるべき。
- 原則3: 監督当局は、銀行に最低所要自己資本比率以上の水準を期待すべきであり、最低水準を超える自己資本の保有を要求する能力を有しているべき。
- 原則4: 監督当局は、銀行の自己資本の最低水準以下への低下を防止するための早期介入を目指すべき。自己資本の維持又は回復がされない場合に早急な改善措置を求めるべき。

(1) 統合的なリスク管理態勢の評価

17年10月: 主要行等: 監督指針改正、18年3月: 中小・地域金融機関: 監督指針改正

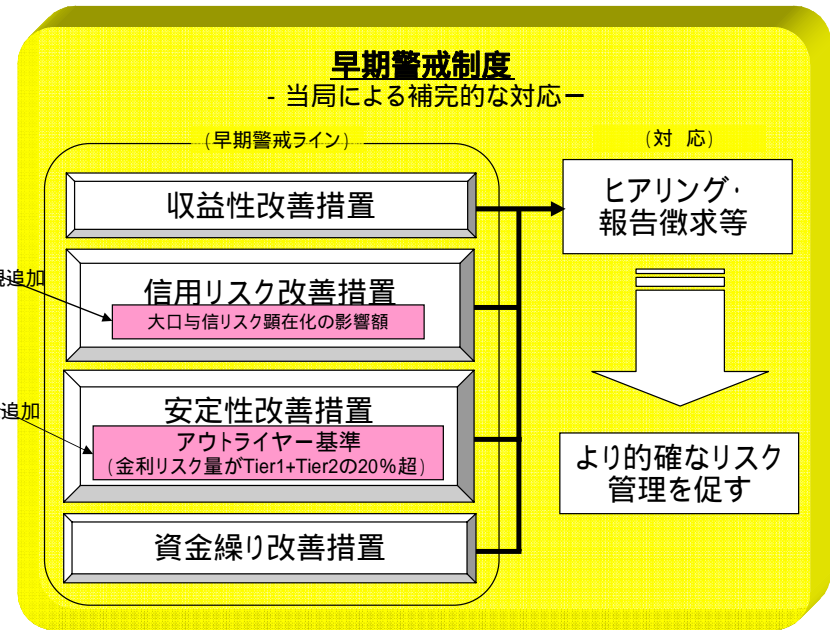


中小・地域金融機関への対応

中小・地域金融機関のうち、規模やリスク・プロファイル等に鑑みて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関には、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、その規模、抱えるリスク等に応じ、必要な場合に、適切なレベルの統合的なリスク管理態勢に向けた取組みを促すこととする。

(2) 早期警戒制度の活用

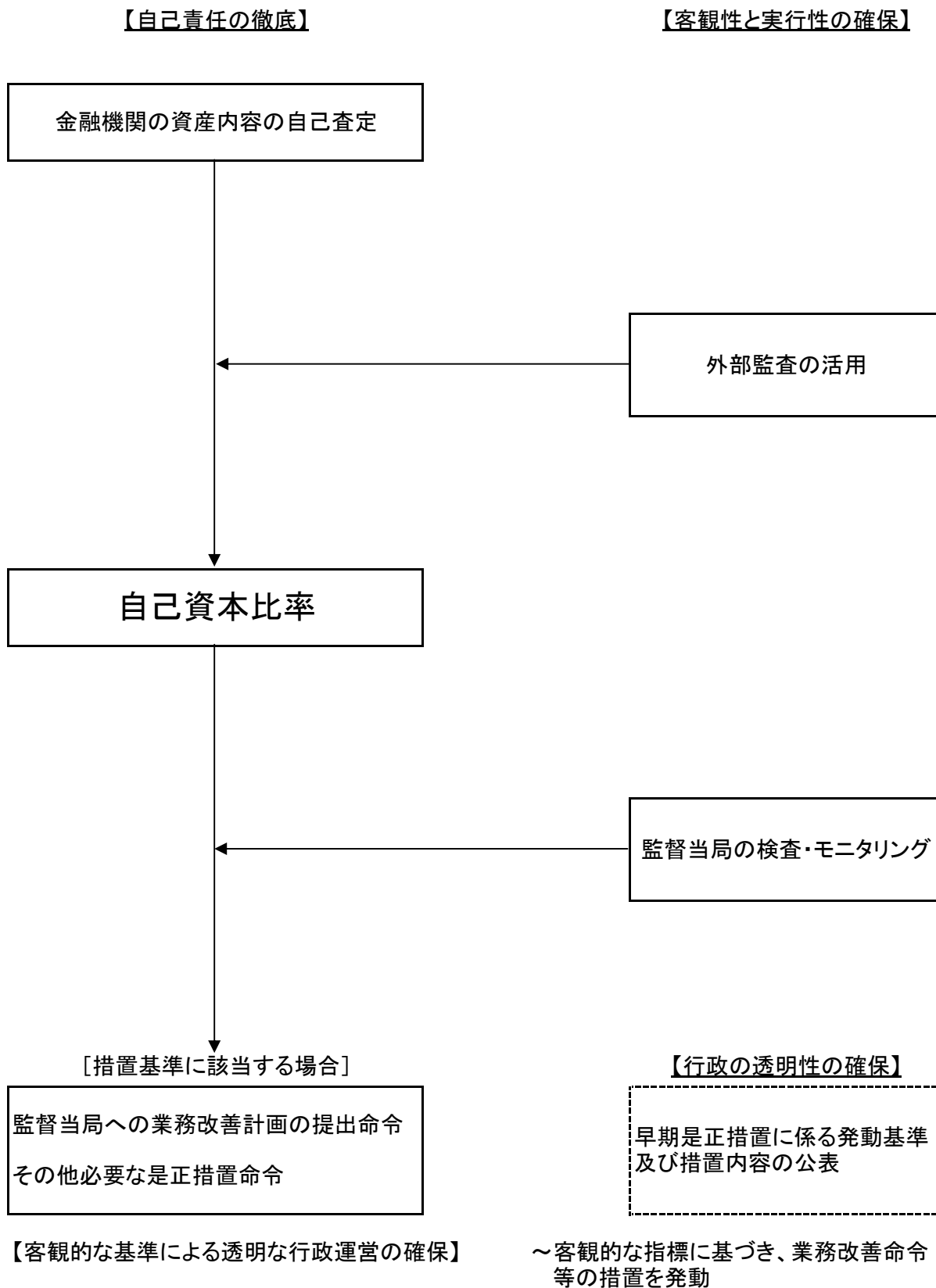
18年3月: 主要行等及び中小・地域金融機関向けの監督指針の改正
18年4月: 「大口与信リスク顕在化の影響」について適用開始
19年4月: 「アウトライヤー基準」について適用開始



金融市場等へ配慮

早期警戒ラインの基準に該当する場合でも経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局が直ちに経営改善を求めるものではない。
改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善計画の方法や時期等が適切に選択されるよう特に留意。

早期是正措置の概念図



自己資本比率規制の概要

○ 国際統一基準

[対象金融機関・・・海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する金融機関]

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

- (参考) 1. 基本的項目(Tier1)とは、資本勘定(資本金、法定準備金、剰余金等)の額をいう。
2. 補完的項目(Tier2)とは、①その他有価証券の評価差益(注)の45%、②不動産の再評価額の45%、③一般貸倒引当金(リスクアセットの1.25%が算入の上限)、④負債性資本調達手段(Upper Tier2としては永久劣後債等、LowerTier2としては期限付劣後ローン等)の合計額をいう。
- (注) 損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は税効果調整後の全額をTier1より控除。
3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目におけるLowerTier2は、基本的項目の額の1/2を限度として算入が可能。
4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の保有に相当する額をいう。
5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
6. リスク・ウェイトの例
 リスク・ウェイト0%・・・国債、地方債、現金等。 リスク・ウェイト10 %・・・政府関係機関債等
 リスク・ウェイト20%・・・金融機関向け債権 リスク・ウェイト50 %・・・抵当権付住宅ローン
 リスク・ウェイト100%・・・通常のローン

○ 国内基準

[対象金融機関・・・海外営業拠点のない金融機関]

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

(参考) その他有価証券の評価差益(注)については、国際統一基準と異なり、補完的項目及びリスクアセットに算入しない。

(注) 損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は国際統一基準と同様の取扱い。

早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	国際統一基準	国内基準	
1	8 % 未満	4 % 未満	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4 % 未満	2 % 未満	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所に置ける業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2 % 未満	1 % 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0 % 未満	0 % 未満	業務の一部又は全部の停止命令 但し、以下の場合には第二区分の二以上の措置を講ずることができる。 ① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。 ② 含み益を加えた純資産価値が正の値と見込まれる場合。 なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することがありうる。

(注 1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令（銀行法第 26 条第 1 項、第 27 条）を発出することがありうる。

(注 2) 第 2 区分又は第 3 区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

金融コングロマリット監督指針の概要

平成 17 年 6 月 24 日策定

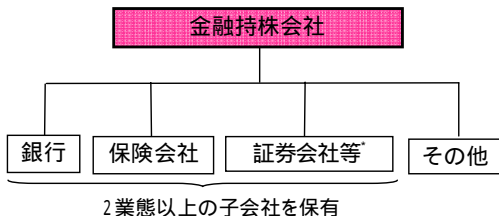
・監督目的 金融監督の目的はグループ内の金融機関の財務の健全性、業務の適切性の確保。コングロマリット化の進展に伴う新たなリスクに的確に対応し得るよう、本監督指針に基づき対応。

・監督手法 グループとしての健全性等に疑義が生じた場合には、経営管理会社又はグループ内の金融機関等に対しヒアリング、必要な場合には報告徴求や法令に基づく厳正な対応。

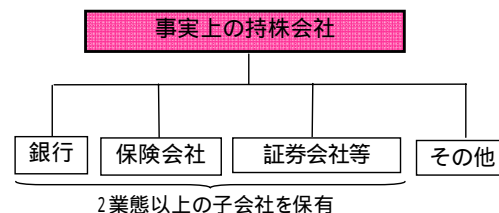
・留意点 本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の経営管理会社及びグループ内の金融機関等に一律に求めているものではない。

金融コングロマリットの定義

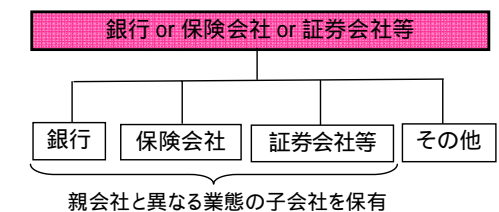
(1) 金融持株会社グループ * 証券会社、投信会社、投資顧問会社



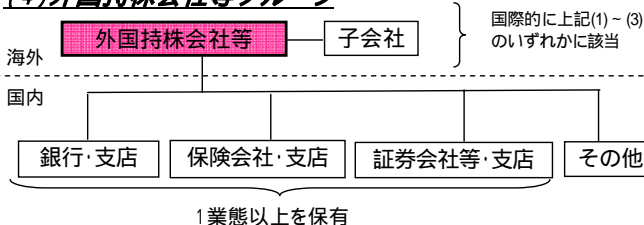
(2) 事実上の持株会社グループ



(3) 金融機関親会社グループ



(4) 外国持株会社等グループ



金融コングロマリット監督上の評価項目(着眼点)

1. 金融コングロマリットの経営管理

グループとしての経営管理の有効性を検証

代表取締役、取締役及び取締役会
組織の複雑性の増大等に対応した、適切な経営管理態勢の整備 等

監査役及び監査役会
内部監査部門
グループ全体の内部管理態勢を評価する内部監査部門の整備 等

2. 金融コングロマリットの自己資本の適切性

グループとしての自己資本の充実の適切性を検証

グループ内の金融機関の自己資本の適切性
各金融機関が法令等に基づく適切な自己資本を確保 等

金融コングロマリットの自己資本の適切性
グループの合算自己資本が所要自己資本を下回ることのないよう、合算自己資本の適切性確保 等

3. 金融コングロマリットのリスク管理態勢

グループとしてのリスクの把握、管理についての適切性を検証

リスクの伝播に対する管理態勢
グループ内会社間のリスクの波及が、グループ内の金融機関の健全性に与える影響についての十分な理解、的確な対応のための態勢の整備 等

リスクの偏在に対する管理態勢
リスクの集中に対する管理態勢
リスクの特定、適切な管理態勢の整備 等

その他のリスクに対する管理態勢
信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の管理態勢の整備 等

4. 金融コングロマリットの業務の適切性

グループとしてのコンプライアンス態勢等を検証

コンプライアンス(法令等遵守)態勢
グループ内の利益相反の可能性に対する適切な対応、優越的な地位の濫用の防止策の整備 等

グループ内取引の適切性
グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼしうるグループ内取引の排除 等

事務リスク、システムリスク管理態勢
危機管理体制
増資
顧客情報保護
グループ内会社間での顧客情報の適切な共同利用 等

監督に係る事務処理上の留意点

1. 監督部局内における連携確保
2. 検査部局との連携確保
3. 海外監督当局との連携確保

海外監督当局に対して、海外当局による金融コングロマリット監督に資する情報を提供するとともに、積極的な意見交換の働きかけを行う

金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）の公表について

金融庁では、金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）を別紙のとおり取りまとめましたので、公表致します（概要については（[別紙 1](#)）を、具体的な改正内容については（[別紙 2](#)）をそれぞれご参照下さい）。

これらの案について御意見がありましたら、平成 18 年 7 月 19 日（水）17：00（必着）までに、氏名又は名称、住所、所属及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい。電話による御意見は御遠慮願います。

なお、いただいた御意見につきましては、氏名又は名称を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答致しませんので、あらかじめ御了承下さい。

御意見の送付先

金融庁監督局総務課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関 3-1-1

中央合同庁舎第 4 号館

ファックス：03-3506-6116

ホームページ・アドレス：<http://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）

監督局総務課

（内線 3306、3369）

改正の概要

1. 改正の趣旨

金融コングロマリット（注）における経営管理会社によるグループ内金融機関の経営管理又はグループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢に係る不適切な事案、及びこうした事案を受けた最近の行政処分事例に鑑みて、以下の着眼点を明確化する所要の監督指針改正を行う。

（注）「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。

2. 主な改正点

- （1）グループ内の各金融機関の適切な経営管理態勢の整備に係る監督上の着眼点の明確化。特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与している場合に係る留意点を明記。
- （2）グループ内の金融機関が、（証券取引法第45条ただし書に基づく弊害防止措置適用除外の承認を受けること等により）内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共有の役職員によって行わせている場合における兼職態勢を検証するための監督上の着眼点の明確化。

3. 適用時期

公表の日より適用する。

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理</p> <p>グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、金融コングロマリットにおける経営管理が有効に機能する必要がある。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大であることから、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p>	<p>Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理</p> <p>グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、<u>まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。（注）</u></p> <p><u>更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。</u>そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。</p> <p><u>また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</u></p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正案
<p>(新 設)</p> <p>(1) 代表取締役、取締役及び取締役会 (略)</p> <p>(2) 監査役及び監査役会 (略)</p> <p>(3) 内部監査部門 (略)</p> <p>(注) 経営管理会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p>	<p>(注) 特に、<u>グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。</u></p> <p>(1) 代表取締役、取締役及び取締役会 (略)</p> <p>(2) 監査役及び監査役会 (略)</p> <p>(3) 内部監査部門 (略)</p> <p>(注) 経営管理会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正案
(新 設)	<p data-bbox="1144 248 1865 284"><u>(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢</u></p> <p data-bbox="1131 352 2089 440"><u>内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。</u></p> <p data-bbox="1131 456 2089 1066"><u>一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。証券取引法第45条ただし書においては、弊害防止措置の適用除外の承認に係る規定が設けられており、一定の条件を満たし、内閣総理大臣の承認を受けた場合には、親子関係にある証券会社と銀行との間等において、内部管理に関する業務に係る顧客等の非公開情報の授受が認められている(注)。当該規定は、あくまでも各金融機関において内部管理に関する業務が厳格に行われていることを前提に、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合に限り、効率的かつ適切な内部管理の遂行を可能とし、以ってグループ内の内部管理に関する業務の一層の強化に資するとの観点から設けられているものである。</u></p> <p data-bbox="1131 1082 2089 1326"><u>グループ内の金融機関が、当該規定に基づく承認を受けること等により、内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合には、こうした本来の位置付けや、当該ただし書が規定されている趣旨を踏まえ、以下のような態勢整備が図られているか。</u></p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正案
	<p data-bbox="1176 248 2089 596"><u>(注) 親子関係にある証券会社と銀行との間等における顧客等の非公開情報の授受は、証券取引法第45条ただし書に基づく承認を受けた場合に、内部管理に関する業務を行うという目的に限りその授受が認められるものであり、営業等の目的で当該情報の提供・受領を行うことは、(顧客等からの書面による事前同意がある場合等を除き、) 原則として禁止されていることに留意する必要がある。</u></p> <p data-bbox="1176 667 2089 751"><u>① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。</u></p> <p data-bbox="1205 770 2089 911"><u>イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。</u></p> <p data-bbox="1205 930 2089 1070"><u>ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。</u></p> <p data-bbox="1176 1090 2089 1174"><u>② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。</u></p> <p data-bbox="1176 1193 2089 1278"><u>③ 内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること。</u></p> <p data-bbox="1176 1297 2089 1382"><u>④ 内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。</u></p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正案
<p>II-2 財務の健全性 (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p>	<p><u>⑤内部管理に関する業務を共通の役職員によって行わせているグループ内の金融機関それぞれにおいて、単体の内部管理業務部門を独立して統括する管理部門統括責任者が、</u> <u>イ. 職員の職務の遂行状況の把握・管理</u> <u>ロ. 内部管理に関する業務の的確な運営</u> <u>ハ. 営業部門に対する牽制の実効的な機能</u> <u>について、責任のある態勢が整備されており、かつその権能を適切に行使していること。</u></p> <p><u>⑥証券取引法第45条ただし書の承認を受けようとする場合には、証券会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-3(2)及び(3)に掲げられている事項が適切に確保されていること。</u></p> <p><u>⑦証券取引法第45条ただし書の承認を受けている場合には、上記①～⑥が、承認時の審査において適切に確保されていることのみならず、その後の金融機関又はグループの業務規模及び範囲の変更等に伴い、適時・適切に体制の見直しを図り、継続して適切なものとするように努めていること。</u></p> <p>II-2 財務の健全性 (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ－３－１ コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>金融コングロマリットにおけるグループとしてのコンプライアンス態勢については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。</p> <p>(1) 経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 (略)</p> <p>(2) グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>① グループ内の金融機関において、適切なファイヤーウォールが整備されて、機能しているか。</p> <p>② <u>証券取引法第45条但し書の規定に基づき、内部管理部署等の兼職の体制について弊害防止措置の適用除外を受けている場合には、その体制が適切ものとなっているか。</u></p> <p>③ グループ内会社等において個人情報を取扱う場合には、各業法及び個人情報保護法等に基づき、適切な安全管理及び共同利用等のための態勢が整備されているか。</p> <p>④ グループ内会社等や業務部署間の利益相反関係の明確化・役員に対する周知徹底や、潜在的な利益相反のリスクが明確化され、それらに対する具体的な対応や回避策が定められているか。</p> <p>⑤ グループ内の各金融機関にコンプライアンス担当部門が設</p>	<p>Ⅱ－３－１ コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>金融コングロマリットにおけるグループとしてのコンプライアンス態勢については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。</p> <p>(1) 経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 (略)</p> <p>(2) グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>① グループ内の金融機関において、適切なファイヤーウォールが整備されて、機能しているか。 <u>(削除)</u></p> <p>② グループ内会社等において個人情報を取扱う場合には、各業法及び個人情報保護法等に基づき、適切な安全管理及び共同利用等のための態勢が整備されているか。</p> <p>③ グループ内会社等や業務部署間の利益相反関係の明確化・役員に対する周知徹底や、潜在的な利益相反のリスクが明確化され、それらに対する具体的な対応や回避策が定められているか。</p> <p>④ グループ内の各金融機関にコンプライアンス担当部門が設</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正案
<p>置されており、コンプライアンス統括部門との有効な連携関係が確保されているか。</p> <p>⑥ グループにおいて、独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為（優越的な地位の濫用）の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑦ グループにおいて、証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑧ グループ内会社等において、テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されているか。</p> <p>⑨ 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p>	<p>置されており、コンプライアンス統括部門との有効な連携関係が確保されているか。</p> <p>⑤ グループにおいて、独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為（優越的な地位の濫用）の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑥ グループにおいて、証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑦ グループ内会社等において、テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されているか。</p> <p>⑧ 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p>

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成17年度	H17.7.22	預金取扱金融機関	主要行等	三井住友フィナンシャルグループ	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成17年度	H17.8.26	預金取扱金融機関	主要行等	東京三菱銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.4.25	預金取扱金融機関	主要行等	みずほ銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による顧客情報の不正持出
平成18年度	H18.4.25	預金取扱金融機関	主要行等	みずほ銀行	個人情報保護法	勧告	安全管理措置態勢強化	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による顧客情報の不正持出
平成18年度	H18.4.26	預金取扱金融機関	主要行等	新生信託銀行	銀行法・兼営法(信託業法)	業務停止命令	業務停止(銀行法26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備
平成18年度	H18.4.26	預金取扱金融機関	主要行等	新生信託銀行	銀行法・兼営法(信託業法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備
平成18年度	H18.4.27	預金取扱金融機関	主要行等	三井住友銀行	銀行法	業務停止命令	業務停止(銀行法26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	優越的地位の濫用
平成18年度	H18.4.27	預金取扱金融機関	主要行等	三井住友銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	優越的地位の濫用
平成17年度	H17.9.21	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	フィナンシャル・バンク東京支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	無認可営業、本人確認等の手続き不備
平成17年度	H17.11.18	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	バンコック銀行在日支店	銀行法・本人確認法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	本人確認等の手続き不備
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ステート・ストリート銀行東京支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	他業禁止義務違反等
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ステート・ストリート信託銀行	銀行法・兼営法(信託業法)	業務停止命令	業務停止(銀行法26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	信託財産の管理不備
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	ステート・ストリート信託銀行	銀行法・兼営法(信託業法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	経営管理態勢の形骸化
平成17年度	H18.3.3	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	韓国外換銀行在日支店	銀行法	業務停止命令	業務停止(銀行法26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	疑わしい取引の届出義務違反
平成17年度	H18.3.3	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	韓国外換銀行在日支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	疑わしい取引の届出義務違反
平成18年度	H18.4.5	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	JPモルガン・チェース銀行東京支店	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	与信審査体制の不備
平成18年度	H18.4.5	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	JPモルガン信託銀行	銀行法・兼営法(信託業法)	業務停止命令	業務停止(銀行法26条)	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備
平成18年度	H18.4.5	預金取扱金融機関	外国銀行支店等	JPモルガン信託銀行	銀行法・兼営法(信託業法)・本人確認法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不動産受託審査体制の不備、本人確認等の手続き不備
平成17年度	H17.7.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	もみじホールディングス	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	収益目標と実績とが大幅に乖離	17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離
平成17年度	H17.7.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	九州親和ホールディングス	銀行法・早期健全化法	業務改善命令	経営健全化計画の履行の確保	業務改善命令の対象となった年度の翌年度において再度当期利益が経営健全化計画を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られず、また、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったこと	16年3月期において業務改善命令を受けたにもかかわらず、17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、なお経営の改善が見られず、また、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったこと
平成17年度	H17.10.21	預金取扱金融機関	地域銀行等	神奈川銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.11.11	預金取扱金融機関	地域銀行等	徳島銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.11.25	預金取扱金融機関	地域銀行等	八十二銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.12.16	預金取扱金融機関	地域銀行等	トマト銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.12.22	預金取扱金融機関	地域銀行等	西日本シティ銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.3.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	近畿大阪銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.3.10	預金取扱金融機関	地域銀行等	福岡銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.3.24	預金取扱金融機関	地域銀行等	佐賀共栄銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.4.7	預金取扱金融機関	地域銀行等	鹿児島銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.5.26	預金取扱金融機関	地域銀行等	西京銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不祥事件等届出書未提出
平成18年度	H18.6.9	預金取扱金融機関	地域銀行等	愛媛銀行	銀行法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成17年度	H17.12.22	預金取扱金融機関	信用金庫	北陸信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.12.22	預金取扱金融機関	信用金庫	島根中央信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.12.22	預金取扱金融機関	信用金庫	熊本中央信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.2.10	預金取扱金融機関	信用金庫	あおもり信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.5.26	預金取扱金融機関	信用金庫	朝日信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.5.26	預金取扱金融機関	信用金庫	隼有信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.6.9	預金取扱金融機関	信用金庫	川崎信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.6.9	預金取扱金融機関	信用金庫	銚子信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.6.16	預金取扱金融機関	信用金庫	阿南信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.6.16	預金取扱金融機関	信用金庫	興産信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.6.16	預金取扱金融機関	信用金庫	ひまわり信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.6.16	預金取扱金融機関	信用金庫	北門信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成18年度	H18.6.23	預金取扱金融機関	信用金庫	佐野信用金庫	信金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.11.4	預金取扱金融機関	信用組合	山形中央信用組合	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H18.1.27	預金取扱金融機関	信用組合	北央信用組合	協金法(銀行法)	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	職員による横領
平成17年度	H17.10.28	預金取扱金融機関	農水系統	静岡県信用漁業協同組合連合会	水産業協同組合法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備	不適切な融資
平成17年度	H17.11.21	その他	貸金業者	タクミ	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務等
平成17年度	H17.11.25	その他	貸金業者	ピアイジ	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽回答、帳簿備付
平成17年度	H17.11.25	その他	貸金業者	SECG	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	書面交付義務、白紙委任状取得
平成17年度	H18.1.13	その他	貸金業者	丸和商事	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成17年度	H18.1.26	その他	貸金業者	コスモ(鄭之俊)	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立、帳簿備付
平成18年度	H18.4.14	その他	貸金業者	アイフル	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立、委任状偽造、帳簿備付等
平成18年度	H18.4.21	その他	貸金業者	サンルミナス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、帳簿備付等
平成18年度	H18.4.21	その他	貸金業者	アルファオーエムシー	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	取立
平成18年度	H18.5.29	その他	貸金業者	弄産業	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	虚偽回答
平成18年度	H18.6.8	その他	貸金業者	ポンド	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利、書面交付義務、帳簿備付、取立
平成18年度	H18.6.9	その他	貸金業者	住友林業ホームサービス	貸金業規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	高金利
平成17年度	H17.7.26	その他	金融先物取引業者	ウエストミンスター	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.7.26	その他	金融先物取引業者	ウエストミンスター	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.8.12	その他	金融先物取引業者	シーズ・ファイナンス	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.8.12	その他	金融先物取引業者	シーズ・ファイナンス	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.8.22	その他	金融先物取引業者	インターナショナルカーレンジャー・クレジット	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.8.22	その他	金融先物取引業者	インターナショナルカーレンジャー・クレジット	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.9.7	その他	金融先物取引業者	グランリッツ	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.9.7	その他	金融先物取引業者	グランリッツ	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.9.16	その他	金融先物取引業者	ファイナンシャル・ワン	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.9.16	その他	金融先物取引業者	ファイナンシャル・ワン	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成17年度	H17.12.21	その他	金融先物取引業者	日本フォレックス	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.21	その他	金融先物取引業者	日本フォレックス	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.22	その他	金融先物取引業者	イーネット・フューチャーズ	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.22	その他	金融先物取引業者	イーネット・フューチャーズ	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.27	その他	金融先物取引業者	東京フォレックス・フィナンシャル	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ
平成17年度	H17.12.27	その他	金融先物取引業者	東京フォレックス・フィナンシャル	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ
平成17年度	H17.12.27	その他	金融先物取引業者	アズレード	金融先物取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成17年度	H17.12.27	その他	金融先物取引業者	アズレード	金融先物取引法	業務改善命令	委託者等の保護に万全を期すること等	法令違反	支払不能に陥るおそれ、区分管理違反
平成18年度	H18.5.26	その他	金融先物取引業者	エクセルトレード	金融先物取引法	業務改善命令	法令違反に対する対応策への策定等	法令違反	広告
平成17年度	H17.8.5	その他	商品投資販売業者	ハーベスト・フューチャーズ	商品ファンド法	業務停止命令	業務停止	法令違反	欠格事由
平成17年度	H17.11.9	その他	担当証券業者	ユニバーサル・アセット・マネジメント	担当証券業規制法	業務改善命令	購入者に対する資金返還等にかかる適切な対応等	購入者の利益を害する事実	約款違反、内部事務管理態勢の不備
平成17年度	H17.11.30	その他	前払式証券発行者	全国青果物商業協同組合連合会	前払式証券規制法	業務停止命令	業務停止	法令違反	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成17年度	H17.11.30	その他	前払式証券発行者	全国青果物商業協同組合連合会	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成18年度	H18.6.7	その他	前払式証券発行者	中部都市企画株式会社	前払式証券規制法	業務改善命令	法令等遵守態勢の確立等	購入者等の利益を害する事実	発行報告書虚偽記載、発行保証金過少供託
平成17年度	H17.8.12	証券会社等	証券会社	センチュリー証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	システムリスクにかかる内部管理態勢の不備	電子情報処理組織の管理不十分
平成17年度	H17.9.2	証券会社等	証券会社	ゲット証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	法令に基づく処分に違反
平成17年度	H17.11.2	証券会社等	証券会社	松井証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成17年度	H17.11.16	証券会社等	証券会社	楽天証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	電子情報処理組織の管理不十分
平成17年度	H17.12.22	証券会社等	証券会社	みずほ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	誤発注
平成17年度	H18.1.27	証券会社等	証券会社	新生証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	弊害防止措置規定違反 (親法人等との間における顧客に関する非公開情報の授受)
平成17年度	H18.1.31	証券会社等	証券会社	日本協栄証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成に係る売買取引受託を防止する取引のための売買管理不十分
平成17年度	H18.2.24	証券会社等	証券会社	塚本證券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	損失補てん
平成17年度	H18.2.24	証券会社等	証券会社	塚本證券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	損失補てん

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成17年度	H18.3.9	証券会社等	証券会社	J.P.モルガン証券東京支店	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	作為的相場形成、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成17年度	H18.3.9	証券会社等	証券会社	J.P.モルガン証券東京支店	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき行為
平成18年度	H18.4.13	証券会社等	証券会社	SMBCフレンド証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況
平成18年度	H18.4.27	証券会社等	証券会社	AIM証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	有価証券の売買その他の取引に関し虚偽の表示をする行為
平成18年度	H18.4.27	証券会社等	証券会社	AIM証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	有価証券の売買その他の取引に関し虚偽の表示をする行為
平成18年度	H18.5.31	証券会社等	証券会社	AIM証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	自己資本規制比率の低下
平成18年度	H18.5.31	証券会社等	証券会社	AIM証券	証券取引法	業務改善命令	自己資本規制比率の回復等	法令違反	自己資本規制比率の低下
平成17年度	H18.5.31	証券会社等	証券会社	エイチ・エス証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	作為的相場形成に係る売買取引委託を防止する取引のための売買管理不十分
平成18年度	H18.6.7	証券会社等	証券会社	マネックス証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況、電子情報処理組織の管理不十分
平成18年度	H18.6.16	証券会社等	証券会社	伊勢証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	取引一任勧定取引
平成18年度	H18.6.24	証券会社等	証券会社	カリヨン証券	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	空売り明示義務違反
平成18年度	H18.6.24	証券会社等	証券会社	カリヨン証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	空売り明示義務違反
平成18年度	H18.6.30	証券会社等	証券会社	日本インベスターズ証券	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	法定帳簿不備、分別信託違反
平成18年度	H18.4.27	証券会社等	証券仲介業者	MMGアローズ	証券取引法	業務停止命令	業務停止	法令違反	有価証券の売買の媒介その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為
平成18年度	H18.4.27	証券会社等	証券仲介業者	MMGアローズ	証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	有価証券の売買の媒介その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為
平成17年度	H17.12.15	証券会社等	投資顧問業者	コールド	投資顧問業法	登録取消し	登録取消し	法令違反	営業所不確知
平成17年度	H18.3.30	証券会社等	投資顧問業者	J.P.モルガンアセットマネジメント	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	顧客への忠実義務違反、顧客に対する金銭の貸付け
平成17年度	H18.3.30	証券会社等	投資顧問業者	さわかみ投信	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	有価証券の売買、書面保存及び書面交付義務違反
平成17年度	H18.3.30	証券会社等	投資顧問業者	さわかみ投信	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	有価証券の売買、書面保存及び書面交付義務違反
平成17年度	H18.3.31	証券会社等	投資顧問業者	東洋総研	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為、特別の利益提供
平成17年度	H18.3.31	証券会社等	投資顧問業者	東洋総研	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為、特別の利益提供
平成18年度	H18.4.26	証券会社等	投資顧問業者	コモドインベストメント	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	広告
平成18年度	H18.4.26	証券会社等	投資顧問業者	コモドインベストメント	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	広告
平成18年度	H18.4.26	証券会社等	投資顧問業者	イーキャピタル	投資顧問業法	業務停止命令	業務停止	法令違反	広告
平成18年度	H18.4.26	証券会社等	投資顧問業者	イーキャピタル	投資顧問業法	業務改善命令	内部管理体制強化等	法令違反	広告
平成17年度	H17.12.27	証券会社等	投資信託委託業者	ゴールドマン・サックスアセットマネジメント	投資顧問業法 投資信託 投資法人法 証券取引法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	誤発注に伴う顧客相互間の約定付替処理、運用の指図を行う信託財産相互間の取引、有価証券届出書の届出前募集
平成18年度	H18.4.28	証券会社等	投資法人	日本リテールファンド投資法人	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	役員会議事録の不実記載、不実記載のある有価証券届出書の提出、適時開示規則違反
平成18年度	H17.6.16	証券会社等	投資信託委託業者	日興アセットマネジメント	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	投資者間の公平性を欠くこととなる処理
平成18年度	H17.6.9	証券会社等	投資信託委託業者	マリリンチーインベストマネージャーズ	投資信託 投資法人法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反	運用の指図を行う信託財産相互間の取引、善管注意義務違反
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命	保険業法	業務停止命令	業務停止(保険業法133条)	法令違反、内部管理態勢の不備	不適切な保険金等不払い及び保険募集、業務改善命令への対応遅延等
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、内部管理態勢の不備	不適切な保険金等不払い及び保険募集、業務改善命令への対応遅延等
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命保険代理社	保険業法	業務停止命令	業務停止	法令違反、内部管理態勢の不備	特別利益の提供
平成17年度	H17.10.28	保険会社	生命保険会社	明治安田生命保険代理社	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、内部管理態勢の不備	特別利益の提供
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	東京海上日動火災	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	三井住友海上火災	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	損害保険ジャパン	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	日本興亜損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	あいおい損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	ニッセイ同和損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	富士火災海上	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	共栄火災海上	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	日新火災海上	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	朝日火災海上	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	セコム損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	明治安田損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
									主たる契機
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	スミセイ損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	大同火災海上	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	ソニー損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	セゾン自動車火災	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	三井ダイレクト損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	そんぽ24損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	エース損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ

年度	日付 (公表日)	業態1	業態2	金融機関等名	根拠法令	処分の種類	処分の内容	主たる処分原因	
								支払管理態勢の不備等	主たる契機
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	アクサ損害	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	ジェイアイ傷害火災	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	アメリカンホーム・アシュアランス・カンパニー	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	エイアイユー・インシュアランス・カンパニー	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	キューリット・インシュアランス・カンパニー	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	アシキョラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.25	保険会社	損害保険会社	パニオン・インシュアランス・カンパニー・ロイヤリティ	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	付随的な保険金の支払漏れ
平成17年度	H17.11.30	保険会社	損害保険会社	キューリット・インシュアランス・カンパニー	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	支払管理態勢の不備等	重要事項説明が不十分、保険金支払処理の長期滞留等
平成18年度	H18.5.25	保険会社	損害保険会社	損害保険ジャパン	保険業法	業務停止命令	業務停止	法令違反、 法令等遵守態勢、経営管理態勢等の不備	付随的な保険金の更なる支払漏れ、 受託する生命保険の募集行為における法令違反等
平成18年度	H18.5.25	保険会社	損害保険会社	損害保険ジャパン	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、 法令等遵守態勢、経営管理態勢等の不備	付随的な保険金の更なる支払漏れ、 受託する生命保険の募集行為における法令違反等
平成18年度	H18.6.21	保険会社	損害保険会社	三井住友海上火災	保険業法	業務停止命令	業務停止	法令違反、 保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い、 付随的な保険金の更なる支払漏れ等
平成18年度	H18.6.21	保険会社	損害保険会社	三井住友海上火災	保険業法	業務改善命令	内部管理態勢強化等	法令違反、 保険金支払管理態勢、経営管理態勢等の不備	三分野商品に係る保険金の多数の不適切な不払い、 付随的な保険金の更なる支払漏れ等

(注) 点線で仕切られている項目については、同一の命令書であることを示す。

平成 17 年 7 月 22 日
金 融 庁

金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等について

1. 個人情報管理態勢に係る一斉点検

金融は、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野であることを踏まえ、本年 4 月の個人情報保護法等の施行に合わせ、預金取扱金融機関、証券、保険の各業態の金融機関等に対し、個人情報管理態勢に係る一斉点検を実施するとともに、その結果を 6 月末までに当局に報告するよう、文書をもって要請を行った。

2. 点検・監査結果の概要等の公表

上記に基づき、各金融機関において、本年 4 月 1 日時点で管理している個人顧客情報について漏洩等が生じていないかの点検・監査を行った結果、多くの金融機関において、紛失等の事実が判明したところであり、別紙の通り取りまとめ、公表することとした。

(注) なお、別紙の計数は 7 月 21 日（木）時点のものであるが、金融機関によっては、現在においても引き続き点検・監査を実施しているところがあるため、紛失等が発生した個人情報の先数及び金融機関数等の計数は、今後変わりうることにご留意願いたい。

本件に関する問い合わせ先
金融庁 TEL 03-3506-6000（代表）
監督局総務課 （内 3369、3387）

(別紙)

金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等について

1. 要請の概要

金融は、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野であり、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があることを踏まえ、本年4月の個人情報保護法及び各業法施行規則等の施行に合わせ、預金取扱金融機関、証券、保険の各業態の金融機関等に対し、以下のように、個人情報管理態勢に係る一斉点検を実施するとともに、その結果を6月末までに当局に報告するよう、文書をもって要請を行った。

【要請内容】

- (1) 個人情報保護法及び改正銀行法施行規則等の施行を踏まえた金融機関（外部委託先を含む）の個人情報管理態勢の有効性・実効性についての検証（内部監査による検証を含む。）
- (2) 本年4月1日時点において金融機関等が管理している個人である顧客に関する情報について、漏洩、滅失又は毀損（漏洩等）が生じていないかに関し、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第10条第5項(1)③に基づき整備された個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程に沿って行った点検・監査の結果（その実施方法を含む）。

【対象金融機関等】

○預金取扱金融機関

銀行（主要行等、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行）、協同組織金融機関（信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫、農林中央金庫）

○証券会社

○保険会社等

生命保険会社、損害保険会社、損害保険料率算出機構

2. 点検・監査結果の概要

各金融機関における、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第10条第5項(1)③に基づき整備された個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程に沿って行った点検・監査の結果をまとめると、以下の通り。

(1) 一斉点検を実施した金融機関等の状況

○一斉点検を実施した機関数	1,069 機関
➤ うち、預金取扱金融機関	711 機関
➤ うち、証券会社	270 機関
➤ うち、保険会社等	88 機関

(2) 紛失等が発覚した機関数と紛失等が発生した資料の類型

○一斉点検の結果、紛失等が発覚した機関数 (全 1,069 機関中)	287 機関 [26.8%]
○紛失等が発生した資料の類型 (複数回答)	
➤ 書類	215 機関
➤ コムフィッシュ(COM)	163 機関
➤ CD-ROM	9 機関
➤ MO	2 機関
➤ その他(フロッピーディスク等)	9 機関

(注) [] 内は一斉点検を実施した全金融機関(1,069 機関)に対する割合。

(参考)「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」

第10条 安全管理措置(法第20条及び基本方針関連)

5 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

(組織的安全管理措置)

(1) 規程等の整備

③ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備

(3) 紛失等が発覚した個人情報の先数

○紛失等が発覚した個人情報の先数	約 678.0 万先	[100.0%]
①紛失・所在不明	約 677.8 万先	[99.9%]
i) 誤って廃棄した又はその可能性が高いもの	約 672.9 万先	[99.2%]
ii) その他の紛失・所在不明のもの	約 4.9 万先	[0.7%]
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1 先)	—
②誤送信／誤送付	約 0.2 万先	[0.03%]
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1 先)	—
③盗難	1 先	[0.0%]
(うち、外部漏洩した又はその可能性が高いもの)	(1 先)	—

(注) [] 内は紛失等が発覚した個人情報の先数 (約 678.0 万先) に対する割合。

(参考 1) 外部漏洩した又はその可能性が高い 3 先 (3 機関) のうち、誤送信／誤送付によるもの 1 先 (1 機関) については回収済み。紛失・所在不明及び盗難によるもの 2 先 (2 機関) については未回収。

(参考 2) 紛失等が発覚した個人情報、約 678.0 万先のうち、不正利用などに繋がり、顧客に被害が発生した、又はその可能性が高いと報告されたものはない。

(参考 3) 今般の一斉点検は、本年 4 月 1 日時点において金融機関が管理している個人情報について、漏洩等が生じていないかを調査するものであるが、紛失等が発覚した個人情報約 678.0 万先のうち、個人情報保護法等が施行された 4 月 1 日以降に発生したことが明らかな個人情報が 5 機関分、計 6,092 先 [0.09%] 含まれている。

(参考 4) 紛失等の先数が多かったいくつかの金融機関にサンプル調査を行ったところ、紛失等が発覚した個人情報のうち約半分が 5 年以上前に作成・入力されたものであり、更にその内の約 3 分の 1 は 10 年以上前に作成・入力されたものであった。

(4) 顧客への対応と再発防止のための内部態勢の整備等

○一斉点検の結果、紛失等が発覚した機関数	287 機関
○顧客への対応或いは再発防止のための内部態勢の整備等を講じている又は講じる予定の機関数 (287 機関中)	287 機関 [100.0%]
(複数回答)	
➤ 問い合わせ窓口の設置	189 機関
➤ 顧客への通知	64 機関
➤ 役職員への指導・啓発	216 機関
➤ 業務フローの見直し	193 機関
➤ セキュリティ対策の再構築	59 機関
➤ その他 (委託先へのルール徹底申入れ等)	2 機関

(注) [] 内は一斉点検の結果、紛失等が発覚した機関数 (287 機関) に対する割合。

3. 一斉点検の結果以外で、当局に報告された個人情報の紛失等の概要

今般の一斉点検の結果には、その結果報告以前に金融機関から当局へ報告された紛失等の事案は含まれていない。

一斉点検の結果紛失等が発覚したもの以外で、本年 1 月から 6 月末までの半年間において、上記金融機関において発覚し、報告された個人情報の紛失等事案をまとめると、以下の通り。

○1~6 月に紛失等が発覚した個人情報の先数	約 184.5 万先
➤ うち、3 月 31 日以前に発生したもの	約 53.4 万先
➤ うち、4 月 1 日以降に発生したもの	約 129.1 万先
➤ うち、発生時期が不明のもの	約 2.0 万先